

議案第 99 号

おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
について

おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例（平成 18 年おいらせ町条例第 105 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 12 月 1 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改めるため提案するものである。

おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。